

富山県営水力発電所 5 箇所の売電に係る契約候補者決定基準

1 総則

(1) 位置づけ

本契約候補者決定基準は、富山県企業局（以下「企業局」という。）が、富山県営水力発電所 5 箇所の売電（以下「本売電」という。）を実施するにあたり、電力受給契約候補者（以下「契約候補者」という。）を決定するための方法及び基準を示すものである。なお、本契約候補者決定基準において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、実施要領等において定める意義を有する。

(2) 候補者の選定方法

本売電は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定する。

2 契約候補者決定までの手順

契約候補者の決定は、以下の手順のとおり、参加資格確認と提案審査の 2 段階により実施する。

(1) 参加資格確認

企業局は、提出された参加資格確認申請書に基づき、実施要領等に記載の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の参加資格条件をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格を有しない場合、提案書は無効とする。

(2) 提案審査

提案審査は、参加資格を有する参加者から提出された、提案書の審査を行い、評価値を算出し、最も評価値の高い参加者を最終的な契約候補者とする。

なお、参加者から提出された提案書に疑義がある場合には、参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。また、参加者への確認結果等は、提案書における提案内容と同様の扱いとし、本売電の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

ア 提案書類の基礎審査

企業局は、参加資格を有する参加者が提出した提案書について、提案書類が全て揃っていること、指定した様式に必要事項が記載されていること等、書類に不備がないことを確認する。

イ 電力量料金の確認

企業局は、提案書に記載された電力量料金について確認する。

電力量料金（年間）が、企業局が設定した最低価格（非公表）を下回る場合は、審査を行わない（無効とする）。

ウ 提案書の定量化審査

本売電に係るプロポーザル審査会において、提案書に記載された内容について、対面でのプレゼンテーション等を踏まえ、本契約候補者決定基準に示す評価項目及び得点化方法に従って審査する。

(ア) 評価項目

評価項目、審査の視点及び配点は、別紙 1 「審査基準」のとおり。

(イ) 評価項目の得点化方法

電力量料金については、審査の視点のとおりとする。

地産地消・企業誘致については、10段階評価により採点する。

エ 契約候補者の決定

企業局は、評価値（評価項目に係る得点の合計）に対し、順位付けを行い、評価値の最も高い提案を行った参加者を契約候補者として決定する。

評価値の最も高い参加者が2者以上あるときは、地産地消・企業誘致に係る得点が高い参加者を契約候補者とする。この場合において同得点の提案をした参加者が2者以上あるときは、当該同得点の参加者についてくじを行い、契約候補者を決定する。

参加者が1者のみであった場合、審査会において提案書に基づく審査を実施し、契約候補者にふさわしいか否かを総合的に評価する。

審査基準

大項目	評価項目	審査の視点	配点
電力量料金	- 買取単価の高さ - 二部料金制	$\frac{\text{提案に基づく電力量料金}}{\text{提案に基づく電力量料金のうち最高金額}} \times \text{配点（満点）}$ （得点に1点未満の端数がある場合は、切り捨て） ✓ 従量制の場合 提案に基づく電力量料金 $= \text{平均予定売電電力量（kWh）} \times \text{買取単価（円/kWh）} \times \text{企業局が定めた達成率}$ $= 122,550,000 \text{（kWh）} \times \text{買取単価（円/kWh）} \times 0.94$ ✓ 二部料金制の場合 提案に基づく電力量料金 $= \text{平均予定売電電力量（kWh）} \times \text{買取単価（円/kWh）}$ $\times \text{（基本料金割合} + \text{企業局が定めた達成率} \times \text{従量料金割合）}$ $= 122,550,000 \text{（kWh）} \times \text{買取単価（円/kWh）} \times \text{（基本料金割合} + 0.94 \times \text{従量料金割合）}$ 提案に基づく電力量料金が最も高い者を満点とする。 企業局が設定する最低電力量料金（非公表）を下回る場合は審査を行わない。	50
地産地消 企業誘致	- 県産再エネの地産地消を推進する取組み - 県産再エネを活用した企業誘致を後押しする取組み	- カーボンニュートラルの実現に向けた機運の醸成に繋がるか。 - 県産再エネ（産地価値、環境価値）に対する理解が進み、県内消費を推進、企業誘致を後押しできるか。 - 提案の実施について、計画や実施体制の具体性・実現性はあるか。 上記について、提案された県産再エネの地産地消の推進及び県産再エネを活用した企業誘致の後押しに係る定量的かつ具体的な目標、その目標達成に向けた具体的なスケジュール、取組内容、実施（営業）体制等から審査する。	50